

意見検討結果一覧表

（案名： いわて配偶者暴力防止対策推進計画（素案）についての意見募集 ）

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>小学校に上がる前から性教育、人権教育をすることで、ジェンダーバイアスをなくす。「女性／男性だから～しなければならぬ、～すべきだ」という偏見をなくしていく。また、そもそもジェンダーバイナリを押し付けることをやめる。</p>	—	<p>県では、若年層や教職員、職場を対象とした出前講座を通してDV、デートDVのほかLGBT等を含む男女共同参画に関する出前講座を行っていることから、引き続き同講座を通じた普及啓発に努めます（男女共同参画に関する御意見であることから、担当部署とも連携して取り組んでいきます）。</p>	D：参考
2	<p>男性の暴力を見逃す、容認するような素地（「男の子が少しくらいやんちゃなのは仕方がない」、逆に「女の子は男の子を許してあげなければならない」など）のようなことを言う人がいる。暴力やハラスメントの加害者に甘い社会であるということをまず認識する。）が日本の社会にあることは根深い問題なので、それをまず変えなければならない。男性は乱暴で当然なのか？そんなはずがない。</p>	—	<p>加害者が暴力を振るう理由は様々あると考えられますが、その背景には社会における男尊女卑の考え方が残存していると言われています。そのため、暴力のない家庭・社会の実現に向け、各種広報啓発を通じた普及啓発を進めていきます。</p>	C：趣旨同一
3	<p>わざわざ婚姻制度を使わなくても誰でも一人で生きていける社会をまず作る。経済DVは、女性の経済的な自立が難しいことで、より解決が困難になる。また、早急に同性間でも婚姻制度を利用できるようにする。</p>	—	<p>県では、配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が経済的に自立できるよう各種社会保障制度の情報提供や助言、支援を行っていることから、被害者のニーズに応じた支援に努めます。</p>	E：対応困難

4	子の養育費は国が責任を持って立て替えるか、離婚後も別れた配偶者の給料から自動的に引くなどして、一人で子育てをする人が貧困に陥らないようにする。	—	「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親保護者への支援制度の周知と活用促進のほか、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」による養育費相談など、引き続きニーズに応じた支援を行っていきます。	D：参考
5	異性愛規範の押し付けをやめる。「男女で結婚するのが当然」のような偏見をなくす。	—	県では、若年層や教職員、職場を対象とした出前講座を通してDV、デートDVのほかLGBT等を含む男女共同参画に関する出前講座を行っていることから、引き続き同講座を通じた普及啓発に努めます（男女共同参画に関する御意見であることから、担当部署とも連携して取り組んでいきます）。	D：参考
6	親しい人による暴力は、男性から女性だけでなく、同性間でも起こりうる。何かあったときに、相談員が同性愛者に対する偏見を持っていたりしないよう、すべての学校や職場で偏見や暴力を許さない人権教育を行う。	—	県では、若年層や教職員、職場を対象とした出前講座を通してDV、デートDVのほかLGBT等を含む男女共同参画に関する出前講座を行っていることから、引き続き同講座を通じた普及啓発に努めます（男女共同参画に関する御意見であることから、担当部署とも連携して取り組んでいきます）。	D：参考
7	「モラルハラスメント あなたを縛る見えない鎖」リサ・アロンソン・フォンテス 著 宮家あゆみ 訳（晶文社刊）を学校や職場で配り、必読とする。	—	県では、若年層や教職員、職場を対象とした出前講座を通してDV、デートDVのほかLGBT等を含む男女共同参画に関する出前講座を行っていることから、引き続き同講座を通じた普及啓発に努めます（男女共同参画に関する御意見であることから、担当部署とも連携して取り組んでいきます）。	E：対応困難

8	どのような人でも暴力（虐待）の加害者、被害者になりうることを教育で教える。	—	H30 年度に県が実施した県民意識調査においても「学校で児童・生徒・学生に愛し、命の大切さや男女平等について教育することが必要」との意見もあることから、引き続き若年層に対する普及啓発として、デート DV 防止のための啓発リーフレットの配布や出前講座を行います。	C：趣旨同一
---	---------------------------------------	---	--	--------

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。